

新見市メディカルケアステーション（MCS）運用方針

新見地域医療ネットワーク（令和8年7月1日作成）

1. 新見市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCS とする））は在宅医療・介護・福祉を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
2. 新見市における MCS の活用方法は以下のとおりとする。
 - （１）多職種が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
 - （２）被支援者（患者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
 - （３）新見市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
3. 利用にあたって必要な事項は以下の通りとする。
 - （１）厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS 運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
 - （２）新見市地域包括支援センターにメディカルケアステーション【新規・変更・退会】申告書（別紙１）を提出し、「新見市全ユーザーグループ」に参加する。
4. 被支援者（患者）情報を MCS で共有する場合、支援者は必ず被支援者本人（必要に応じて家族等）の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、別紙２を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。
 - （１）文書（別紙２）
 - （２）口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨（いつ、だれが、誰に対して同意をとったか、など）を記録する）
 - （３）同意を得た者は、その旨を MCS 上で支援関係者へ共有する
5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。
6. メールアドレスや氏名の変更があった場合や退会するときは、メディカルケアステーション【新規・変更・退会】申告書を提出する。

7. 新見市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
8. MCS は、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
9. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することとし、MCS は使用しない。
10. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。
11. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS 運用管理規程」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて新見市地域包括支援センター及び新見市在宅医療・介護連携支援センターまんさくの相談窓口を確認を行う。